

神 監 1 第 4 0 0 号
平成 24 年 9 月 2 0 日

A 様

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 神戸市監査委員 | 櫻 | 井 | 誠 | 一 |
| 同 | 田 | 中 | 健 | 造 |
| 同 | 守 | 屋 | 隆 | 司 |
| 同 | 川 | 内 | 清 | 尚 |

兵庫朝鮮学園に対する補助金支出差止め等に関する住民監査請求の
監査結果について（通知）

平成 24 年 7 月 23 日に提出されました標記の住民監査請求について，地方自治法第 242 条第 4 項の規定により監査した結果を次のとおり通知します。

第1 請求の要旨

平成24年7月23日に提出された措置請求書によると、請求の要旨は次のとおりと解される。

学校法人兵庫朝鮮学園(以下「当該法人」という。)が運営している朝鮮学校の法的位置づけは、教育基本法及び学校教育法に基づく学校ではなく各種学校の位置づけである。私立学校は、教育基本法、学校教育法等々の規制により、憲法第89条にいう公の支配に属していると解することもできるが、朝鮮学校は、一切の公の支配を積極的に排除し、その構成・人事・内容のいずれにおいても国又は地方公共団体の監督下でない。北朝鮮政府の指導と監督に基づく北朝鮮の国益を優先する教育が行われており、そこで使用されている教科書では、日本人拉致事件は解決済としている。また、北朝鮮の指導を受けた朝鮮総連の人事的、組織的、財政的及び思想的支配下にあり、公金支出が朝鮮総連を通じ北朝鮮に対する迂回支援になっている。

神戸市長(以下「市長」という。)は、当該法人に対し、神戸市外国人学校助成金交付要綱(以下「当該交付要綱」という。)に基づく助成金(以下「本件助成金」という。)を平成23年度も相当額交付しており、平成24年度も相当額の本件助成金の交付を予定している。

当該法人に対する本件助成金等の交付は違憲・違法の公金の支出であり、次のとおり必要な措置を行うことを求める。

求める措置

1. 市長は、当該法人に対し、当該交付要綱に基づく公金を支出してはならない。
2. 市長は、当該法人及び市長に対し、平成23年3月14日付交付決定に基づいて交付した本件助成金全額の返還を請求せよ。
3. 市長は、当該法人に対して交付した平成23年3月14日付交付決定に基づいて交付した本件助成金全額を賠償せよ。

理由

1. 当該法人に対する本件助成金の交付は、公の支配に属しない教育事業に対する公金の支出をしてはならないとする憲法第89条に違反する行為である。
2. 当該法人に対する本件助成金の交付は、「公益上の必要性」を要件とする地方自治法(以下「自治法」という。)第232条の2に違反する行為である。

第2 監査の実施

1 監査の対象

- (1) 請求人は措置請求書において「市長は、当該法人に対し、当該交付要綱に基づく公金を支出してはならないこと、また、市長が当該法人及び市長に対し、平成23年3月14日付交付決定に基づいて交付した本件助成金全額の返還を請求すること。並びに、市長は、当該法人に対して交付した平成23年3月14日付交付決定に基

づいて交付した本件助成金全額を賠償すること」を請求している。

本件助成金は、自治法第 242 条第 1 項に規定している公金の支出に含まれている。

自治法第 242 条第 2 項において、住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過した時は、これをする事ができないとされている。

したがって、当該交付要綱に基づき平成 23 年度において市長が支出し、平成 24 年度にも予定している本件助成金が憲法第 89 条に違反する違法なものであるか、また、自治法第 232 条の 2 に違反する行為であるかについて監査の対象とした。

なお、請求人は、交付決定日は平成 24 年 3 月 14 日であるところ、平成 23 年 3 月 14 日と間違えて記載していると推測されるが、措置請求書には「平成 23 年度も相当額の助成金を交付しており」と記載していることを勘案し、上記のとおり平成 23 年度における市長が支出した本件助成金の交付を監査の対象とする。

2 監査の実施

請求人に対し、自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を与えたが陳述は実施されず、新たな証拠の提出もなかった。

なお、市長室国際交流推進部の関係職員から事情聴取を行うとともに、必要な資料等の提出を求めた。

第 3 監査の結果

理由 1 「当該法人に対する本件助成金の交付は、公の支配に属しない教育事業に対する公金の支出をしてはならないとする憲法第 89 条に違反する行為である。」について

理由 2 「当該法人に対する本件助成金の交付は、「公益上の必要性」を要件とする地方自治法(以下「自治法」という。)第 232 条の 2 に違反する行為である。」について

(1) 請求人 3 名のうち 1 名は、平成 24 年 2 月 1 日に本件助成金の交付決定の取り消しを求める監査請求(以下「第 1 回監査請求」という。)を提出している。

今回提出された措置請求書の趣旨は、平成 24 年 3 月 29 日付神監 1 第 769 号で請求人に対し、書面をもって通知した第 1 回監査請求と同じ当該交付要綱に基づく本件助成金に関するものである。

第 1 回監査請求と今回の監査請求を比較すると、請求内容について第 1 回監査請求では当該交付要綱に基づく交付決定の取消しを、今回の監査請求では当該要綱に基づく本件助成金の差止め、返還請求、損害賠償請求を求めているが、同じ交付要綱に基づく本件助成金に関して必要な是正を求めているものであり、その違法の理由として措置請求書に記載されているものは第 1 回監査請求と同じ内容のものである。

(2) 第 1 回監査請求において監査委員は、本件助成金の交付決定は憲法第 89 条に違反するか、その他の法令や自治法第 232 条の 2 の公益上の必要性について違反す

るかについて監査を行った。

その結果、憲法第 89 条に違反するものではなく、自治法第 232 条の 2 の公益上の必要性についても、助成金の交付決定にあたって市長に裁量権の逸脱、濫用があったとは認められず適法であると判断し、請求人の主張には理由がないとする旨決定し、その旨請求人に通知した。

第 4 結論

平成 23 年度の当該法人に対して行った本件助成金の支出及び平成 24 年度の本件助成金の交付について請求人が違法と主張する理由は、すでに第 1 回監査請求において判断したところであり、請求人の主張には理由がなく、措置の必要を認めない。